

長崎県 地区診療情報勉強会 会則

(目的)

第1条 長崎県各地区での診療情報管理に関する情報の共有化を目的とし、各病院間のネットワーク作りやコミュニケーションを活発にするために地区診療情報勉強会（以下：勉強会）を設立する。

(開催)

第2条 勉強会は定期的を開催する。開催場所については、各地区内で行うこととし、勉強会で次の開催場所を協議する。

(議事内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次のとおり議事を行う。

- (1) 診療情報管理全般および診療情報管理士・DPC 関連業務従事者等の学会活動ならびに学術講演会、研究会等の開催に関すること。
- (2) ICD・DPC 業務、疾病分類管理、疾病統計、がん登録、臨床指標、クリニカルパス（クリティカルパス）・バリエーション分析、などのコーディングに関する内容や医療の質等に関する調査、研究に関すること。
- (3) 日本医療機能評価機構等に関すること。
- (4) 病院マネジメントに関する業務や診療情報管理業務の改善に関すること。
- (5) 会員の研究の便宜および親睦に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

(議事録)

第4条 勉強会開催毎に書記を置き、議事内容の記録を残す。書記は開催地区内の各病院で行うものとし、勉強会内で次の書記当番病院を協議する。

(伝達事項)

第5条 開催案内等の伝達事項については、長崎県診療情報管理勉強会（以下：子 HIM）のメーリングリストを使用し、伝達を行う。また新規参加者がでた場合は各勉強会の担当者がメーリングリストの登録を行う。

- 2 勉強会開催の案内については事前に周知しなければならない。また開催3日前までに議題を募集しなければならない。

(事務局の設置)

第6条 各勉強会を円滑に運営するために事務局を設置する。事務局は地区毎に設置し、勉強会の庶務を行う。

(会計)

第7条 各勉強会の会計担当者を設置する。会計担当者は次のとおり業務を行う。

- (1)各勉強会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- (2)長崎県診療録管理研究会より支給された「勉強会支援金」について会計を行う。
- (3)各勉強会会計についての全ての状況を記録するため会計担当者に伝票並びに帳簿をおく。各伝票による収支は帳簿に記入されなければならない。
- (4)年度末においては前年度における決算報告を作成し、会員によって委嘱された会計監査人に会計監査を受け、長崎県診療録管理研究会事務局に報告しなければならない。

附 則 この規定は平成22年11月1日より実施する。